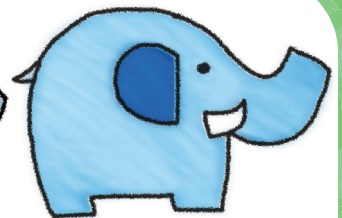


子育て世帯のための 手当等のご案内

✓児童手当 ✓子どもの医療費助成

武蔵野市 子ども家庭部
子ども子育て支援課



～3歳まで

3歳から未就学児

小・中学生

高校生等

児童手当

第1子
第2子

月額 15,000円

月額 10,000円

第3子
以降

月額 30,000円

子どもの
医療費助成

乳医療証

子医療証

青医療証

各制度を受けるには申請が必要です!

児童手当: 出生や転出予定日の翌日から15日以内

医療費助成: 出生や転入日の翌日から2か月以内



1. 制度のしくみ

児童手当

対象者 (受給者)

18歳の年度末までの子どもを養育している主たる生計維持者
公務員(独立行政法人・地方独立行政法人は除く)は所属庁で認定請求してください。
主たる生計維持者の住民登録が本市にない場合は、住民登録のある自治体で認定請求してください。

支給額 (子ども1人あたり月額)

〈支給額〉

子どもの年齢	支給月額(子ども1人あたり)	
	第1子・第2子	第3子以降 多子加算(*)
0～2歳	15,000円	30,000円
3歳～18歳年度末	10,000円	

*多子加算:第3子以降は手当額が加算されます。子どもとして人数をカウントするにあたり、条件(下表参照)があります。
条件を満たした場合、カウント対象となります。

〈子どもをカウントする条件〉

条 件	
子どもの数	3人以上いる
子どもの年齢	22歳年度末まで
養育状況	以下の1,2両方を満たしている。 1 社会通念上必要とされる監護・保護をしている(面倒を見ている) 2 生計費の負担をしている(学費や生活費を負担している。)
手続き	・新規申請の場合 カウント対象となる子どもも申請時に入力する ・子どもが18歳年度末になったとき 監護相当・生計費の負担についての確認書を提出する *年度末に、対象となる子どもがいる受給者へお知らせします。 3月中にオンラインで提出してください。



支給開始月

出生・転出予定日・
公務員でなくなった日の
翌日から

15日以内に認定請求 → 出生・転出予定日・
公務員でなくなった日の翌月

15日を過ぎて認定請求 → 認定請求をした日の翌月

支給方法

偶数月に支給月の前2ヶ月分までを、指定口座(受給者名義)に振り込みます。

支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
支給対象月分	2・3月分	4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分

年度更新

手続きは、原則不要です。毎年6月1日の状況により、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうか市が公簿等で確認を行います。
ただし、市が公簿等による確認ができない方には6月上旬に現況届をお送りしますので、6月中に提出してください。
確認の結果、支給金額が変更となる場合は市から通知を送ります。
金額が変わらない方はお知らせ等は送付しません。

● 子どもの医療費助成(乳・子・青)

対象の子ども

本市に住民登録があり、健康保険に加入している18歳の年度末までの子ども
ただし、次の子どもは対象になりません。

- ・生活保護法による保護を受けている
- ・児童福祉法に定める施設に入所または里親に委託され、医療費の自己負担がない

助成開始日

出生・転入の翌日から { 2か月以内に申請 → 出生・転入日
2か月を過ぎて申請 → 申請日

医療証(*)は、申請時の必要書類がすべて提出されてから概ね10営業日以内にお送りします

***乳医療証**…未就学児 **子医療証**…小・中学生 **青医療証**…高校生等

医療証の 使い方

使用方法

医療機関の窓口で**健康保険証(マイナ保険証)**と**医療証**を両方提示
保険診療の自己負担分を支払うことなく受診できます。

助成範囲

保険診療の自己負担分

保険診療

保険給付7割(乳は8割)

自己負担3割(乳は2割)

保険外診療

全額自己負担(医療証対象外)

↑武蔵野市が費用を助成

予防接種代・診断書等の文書代・薬の容器代・食事療養費・差額ベット代など



次の場合は医療証を使用しないでください。

医療証を使用した場合、本来必要ない手続きが発生することがあります。

- ・交通事故など他者の行為による治療の場合
- ・学校や保育園等の管理下でのけが等の場合
(日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度対象の場合)

払い戻し申請

保険診療の自己負担分を立て替えて支払った場合、払い戻し申請ができます。

ケース1

受診時に **健康保険証(マイナ保険証)あり・
医療証なし** で
自己負担分(2割または3割)を支払った場合

- (例) ・東京都外で受診
・東京都以外の国保組合に加入している
・医療証が届く前に受診 など

ケース2

受診時に **健康保険証(マイナ保険証)なし・
医療証なし** で
医療費全額(10割)を支払った場合

- (例) ・治療用補装具、弱視治療用眼鏡を作成
・看護料、移送費など医師が必要と認めた費用を
支払った など

保険者へ療養費支給申請を行う

*申請前に領収書、医師の診断書等の写しをとってください。

郵送で払い戻し申請を行う

共通で必要なもの

①子どもの医療費助成支給申請書 ②領収書(原則返却しません)

ケース2のみ
必要なもの

③療養費支給決定通知書(原本)(保険者から受けとったもの)
④医師の診断書等(弱視治療用眼鏡、補装具を作成した場合)

*支払日からなるべく6か月以内に払い戻し申請してください。

送付先 〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28

武蔵野市役所 子ども家庭部 子ども子育て支援課 宛



📄 申請書ダウンロードは
こちらから

医療証の更新

医療証の有効期間は原則10月1日～翌9月30日の1年間です。

年度更新

10月1日に医療証を更新します(9月末に送付)。

原則手続きは不要です。手続きが必要な方には別途お知らせします。

小学校に入学、
中学校を卒業したとき

4月1日に乳⇒子、子⇒青の医療証に切り替わります(3月末に送付)。
手続きは不要です。

2. 新規申請について



申請者

申請者は、子どもを養育している主たる生計維持者（両親ともに所得がある場合は恒常的に所得が高い方）です。また、両親のどちらかが海外に居住する場合は、日本国内に居住する方が申請者となります。

方 法

用意するもの (本人確認書類)

- 申請者本人確認書類(ア)1点、または(イ)2点 のいずれか
(ア)顔写真付き本人確認書類…1点
例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等
(イ)顔写真のない官公庁発行書類または顔写真付き民間発行書類…2点
例：保険証、年金手帳、社員証 等
- 申請者名義の振込口座がわかるもの(公金登録口座を希望する場合は不要)

オンライン申請 (所要時間5分)

- ①右の二次元コード読取 or  **武蔵野市 手当 手続きガイド** でWeb検索することもできます。
 - ②手続きガイドで必要な手続きを調べる(右の二次元コード)
 - ③ガイド結果で表示された手続きからオンラインフォームへ
 - ④必要事項を入力して、申請!
- *オンライン申請以外を希望する場合、手当医療係までご連絡ください。



 手続きガイド

! 申請が遅れると遡って受給することができません。添付書類がそろっていなくても、事由発生日の15日以内に必ず先に申請してください。

3. 届出について

方 法

届が必要なとき

- 以下に該当しないものは市が公簿で確認できるため、手続きは不要です。(市内の住所変更等)
- ①対象の子どもを養育しなくなったとき、または子どもと別居するとき
 - ②市外にいる申請者、配偶者の住所が変わったとき(市内は不要)
 - ③申請者、配偶者または子どもの氏名が変更になったとき
 - ④一緒に子どもを養育する配偶者ができたとき(養子縁組等)、または子どもを養育している配偶者がいなくなったとき(離婚等)
 - ⑤申請者の加入する年金がかわったとき
 - ⑥海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受け父母に代わって申請をするとき、または海外に住んでいる父母が国内に転入したとき
 - ⑦公務員になったとき
 - ⑧子どもの加入している健康保険証が変更になったとき(東京都外の国民健康保険の場合のみ)
 - ⑨医療証を紛失したとき
 - ⑩18歳年度末の子を引き続き監護、生計を負担する(面倒をみる)とき

オンライン申請 (所要時間5分)

- ①右の二次元コード読取 or  **武蔵野市 手当 手続きガイド** でWeb検索することもできます。
 - ②手続きガイドで必要な手続きを調べる(右の二次元コード)
 - ③ガイド結果で表示された手続きからオンラインフォームへ
 - ④必要事項を入力して、申請!
- *オンライン申請以外を希望する場合、手当医療係までご連絡ください。



 手続きガイド

! 届出が遅れると、手当や助成が受けられなくなったり、支給した手当を返還していただく場合がありますので速やかにお手続きください。

武蔵野市 子ども家庭部 子ども子育て支援課 手当医療係

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28(武蔵野市役所南棟3階)

☎0422-60-1852



 各種制度の詳細はこちら